

京都市消防局訓令甲第8号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

第5条の見出し中「署長」を「局長又は署長」に改め、同条第1項中「署長」を「局長」に、「努めなければならない」を「努めるものとする」に改め、同条第2項中「把握する等」の右に「、管轄する区域における」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 署長は、管轄する区域における違反又は火災危険について総合的に情報を把握するとともに、これらを精査し、違反処理の厳正かつ公平な執行に努め、積極的に違反の是正又は火災危険の排除に努めなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

(違反処理の実施要請)

第5条の2 署長は、違反処理のために必要があると認めるときは、局長に対し、違反処理の実施を要請することができるものとする。

2 局長は、前項の要請があった場合で必要と認めるときは、第4条第2項の規定に基づき違反処理を実施するものとする。

第8条中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第10条第1項中「速やかに」の右に「局長又は」を加え、「所属の署長を通じて」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第11条から第14条までの規定中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第14条の2（見出しを含む。）中「署長以外の」を削る。

第15条から第16条の3までの規定中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第17条第2項中「は、許可の取消し又は取消しの留保を決定し、その結果を署長に通知」を「又は自ら前項に相当する違反事案を確認したときは、許可の取消し又は取消しの留保を決定」に改め、同条第3項中「署長は、前項の規定により許可の取消しの決定の

通知を受けたときは、速やかに許可取消書（第6号様式）を作成し、関係者に」を「前項により許可を取り消すときは、局長又は署長は、関係者に対し、許可取消書（第6号様式）を」に改める。

第18条第1項中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第18条の2から第19条の2までの規定中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第21条第1項中「署長」を「局長又は署長」に改め、同条第4項中「署長以外の」を削る。

第22条中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第23条中「署長又は署長以外」を「局長、署長その他」に改める。

第24条中第1項を削り、同条第2項を第1項とする。

第25条第1項中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第1号様式中

「

京都市 消防署長 国 (京都市消防長)

 を

京都市 消防署長 国 (京都市消防局長)

 に改める。」

第2号様式中「この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月（30日）以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月（30日）以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。」を「この処分に不服がある場合の救済の方法を記載すること。」に改める。

第2号様式の2及び第2号様式の3の備考以外の部分中

「

教 示	この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。 また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。
-----	---

を

」

「

教 示	この処分不服がある場合の救済の方法を記載すること。
-----	---------------------------

に改める。

」

第5号様式の2様式中

「

京都市	消防署連第	号	
	年 月 日		
	京都市	消防署長	印

を

「

京都市	消防署（消防局）連第	号	
	年 月 日		
	京都市	消防署長	印
	（京都市消防長）		

に改める。

」

第5号の2様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式及び第11号様式中「この処分不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月（30日）以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月（30日）以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。」を「この処分不服がある場合の救済の方法を記載すること。」に改める。

第14号様式中「追って、物件の引取りに当たっては、事前に 消防署消防課（京

都市消防局予防部) (電話) まで連絡してください。」を削る。

第18号様式中「この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月(30日)以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。また、この通知を受け取った日(京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日)の翌日から起算して6箇月(30日)以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。)。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。」を「この処分に不服がある場合の救済の方法を記載すること。」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局予防部予防課)